

組制施行条規

(一九九一年六月二十九日)
達令公示第三十一号

改正 二〇〇九・六・二九達令公示一二

(趣旨)

第一条 この達令は、組制(以下「条例」という。)の施行に必要な事項について定める。

(組の区域)

第二条 組の区域は、当分の間従前のおりとする。

(区域の変更)

第三条 組の区域の変更は、教区会及び教区門徒会に諮る前に関係のある組会及び組門徒会の意見を徴しなければならない。

(関係帳簿の整備)

第四条 組長は、条例第七条に規定する帳簿のほか、次の帳簿を整備しなければならない。

- 一 組内の寺院、教会及び僧籍台帳
- 二 諸議員名簿
- 三 総代名簿

(第七編) 組制施行条規

四 教区及び組門徒会員名簿

五 諸施設台帳

六 各寺院教会別門徒数台帳

七 管内図

八 学事調査簿

九 他宗教派状態調査簿

(運営細則)

第五条 組長は、必要と認めるときは、運営細則を定めて、条例第二十六条第一項後段に規定する組門徒会について組会と合同して開催することができる。

2 前項の運営細則は、組長が、あらかじめ組会及び組門徒会の同意を得さらに教務所長の承認を得て、これを制定するものとする。

(事務の引継)

第六条 組長が交替するときは、第四条の帳簿及び職印を後任者に引継がなければならない。

(副組長の連署)

第七条 組長が個人の資格で、願、伺等を提出しようとするときは、副組長の連署を要する。

(辞職の手続)

一三四ノ三

第八条 組長及び副組長が辞職しようとするときは、署名押印した文書をもって教務所長に届け出て、あわせてこれを当該組の組長又は副組長に通知しなければならない。届出は、教務所長の受理によつてその効力を生ずる。ただし、教務所長は、正当な理由なくして届出の受理を拒むことはできない。

2 教務所長は、前項の届出書を受理したときは、余白に受理の日時を記載し、直ちにその旨を本人に通知するとともに、これを当該組の組長又は副組長に通知し、補欠選挙を行うことを求めなければならない。

(異動の報告)

第九条 組内の寺院、教会及び僧侶は、その資格について異動があつたときは、遅滞なく組長に報告しなければならない。

(任期に関する準用規定)

第十条 組の合併若しくは分割又は新設により、新たに選挙された組長及び副組長の任期は、条例第五条第一項ただし書の規定に準ずる。

(選挙会場)

第十一条 組長及び副組長の選挙は、特別の事由がある場合を除き、選挙管理者所屬の寺院又は教会においてこれを行うものとする。

(選挙管理者の指定)

第十二条 副組長二人を置く組の組長の補欠選挙の選挙管理者は、教務所長が指定する。この場合、教務所長は、その旨を他の副組長にも通知しなければならない。

(選挙の告知)

第十三条 組長は、選挙の日時を定め少なくとも十五日前に組内の寺院、教会に告知しなければならない。

(選挙人名簿)

第十四条 組長は、選挙を告知した日の現在において選挙人名簿を作成し、前条の告知とともに組内の寺院、教会に送付しなければならない。

2 選挙人名簿作成期日の後選挙資格を失つた者があるときは、組長は、直ちに名簿から削除し、あわせてこれを組内の寺院、教会に告知しなければならない。

第十五条 選挙人名簿は、別記第一号様式に準じて作成するものとする。

(名簿訂正の申立)

第十六条 選挙資格を有する者が、選挙人名簿に脱漏又は誤載のあることを発見したときは、選挙の告知をした日から七日以内に組長に訂正を求めることができる。

(申立の決定)

第十七条 組長は、前条の申立を受けたときは、その申立を受けた日から五日以内に審査の上訂正することができる。ただし、その申立が正当でないと判定したときは、その旨を申立人に通告しなければならない。

(名簿の掲示)

第十八条 選挙人名簿は、その選挙が終了するまで組長事務所に掲示しなければならない。

(投票)

第十九条 投票は、組長及び副組長の選挙について、それぞれ別の投票用紙を用いて行い、一人一票とする。

2 投票用紙には、被選挙人の氏名一人を、選挙人自ら記載するものとする。

(投票不能者及び無効投票)

第二十条 名簿に記載されていない者、名簿に記載されていてもその者が選挙の当日選挙資格を有しない者及び名簿に記載されていてもその者が記載されることを得ない者は、投票することができない。

2 所定の投票用紙を用いないもの、投票用紙に被選挙資格を有しない者の氏名を記載したもの、二人以上の氏名を記載し

たもの及び何人を記載したかを確認し難い投票は無効とする。

(選挙立会人)

第二十一条 選挙管理者は、選挙人の中から選挙立会人二人を選定し、投票及び開票に立会させなければならない。

2 選挙立会人が欠けたときは、選挙管理者は、直ちにこれを補充しなければならない。

3 選挙立会人は、正当の事由なくして辞することができない。

(投票用紙)

第二十二条 投票用紙は、選挙管理者において調製し、選挙の当日選挙人に交付する。

2 条例第三十七条第二項の規定により、郵便により投票する地域と定めた寺院及び教会の住職、教会主管者及びその代務者に対する投票用紙は、第十四条による選挙人名簿とともに本人に送達しなければならない。

(郵便投票)

第二十三条 条例第三十七条第二項の規定により定められた地域の寺院及び教会の住職、教会主管者及びその代務者は、それぞれの投票用紙に被選挙人一人の氏名を自ら記載し、封筒に入れて封緘し、その裏面に住所、氏名、所属の寺院、教会の名称を記載して、選挙管理者に対し、自ら書留郵便で選挙

の当日の午後四時までに到着するよう送達しなければならない。
い。

(開票)

第二十四条 投票が終わったときは、直ちに開票するものとする。

(当選人の決定)

第二十五条 有効投票の最多数を得た者をもって、当選人とする。副組長二人を置く組においては、最多数を得た者から定める。

2 当選人を定める場合、得票数の同じときは、選挙立会人立会のうえ、選挙管理者がくじで定める。

3 同一人が組長及び副組長に当選したときは、組長に当選したものとし、副組長は、副組長得票の他の最多数を得た者をもって、当選人とする。

4 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちにこれを本人に通告し、及び教務所長に報告しなければならない。

(当選証書)

第二十六条 教務所長は、条例第三十九条により当選証書を交付したときは、これを教報又は適当な方法をもって、告示しなければならない。

2 当選証書は、別記第二号様式による。

(代理人への委任)

第二十七条 組会員は、条例第十四条の二第一項及び第三項による代理人を出席させるときは、付議事項について代理人に委任することを記した委任状を組長に提出しなければならない。い。

(組会員への委任の特例)

第二十八条 組会員は、条例第十四条の二第二項による出席の場合、付議事項に関する賛否について他の組会員に委任することができる。

(定足数の算定)

第二十九条 条例第十四条に定める定足数は、次の各号に掲げる数の合計をもつて算定する。

一 出席している組会員の人数

二 条例第十四条の二第一項及び第三項による代理人の人数
三 条例第十四条の二第二項による文書の数

(解釈規定)

第三十条 条例第十四条の三に規定する出席者の議決権は一人につき一とし、同組において複数の寺院又は教会の住職、教会主管者又はその代務者である組会員に議決権が複数あると

解釈してはならない。

2 前項の規定は、条例第十四条の二第二項による文書の提出においても、これを適用する。

(議決事項の告知)

第三十一条 組長は、組会又は組委員で議決した事項を、寺院及び教会に告知しなければならない。

附則

1 この達令は、一九九一年七月一日から施行する。

2 一九九一年六月三十日現在、教務所長の承認を得て制定された運営細則は、この達令による運営細則とみなす。

附則(二〇〇九年六月二十九日達令公示第一二号)

この達令は、公示の日から施行する。

別記

第一号様式(組長・副組長選挙人名簿)

組長・副組長選挙人名簿		教区		組
訂正	氏名	寺院教会の名称	住職・教会主 管者又はその 別	備考

備考 一 名簿を訂正したときは、その事由及び訂正の年月日を備考欄に記して押印すること。

二 すべて名簿の訂正は朱書すること。

三 名簿の記載事項の末尾には、次のように記載すること。

年 月 日

教区 組長 氏 名

職印

第二号様式(組長・副組長当選証書)

組長(副組長) 当選証書

教区 組

寺住職
教会教会主管者

右者 年 月 日 組長(副組長)に当選したことを証する。

年 月 日

教務所長 氏 名

職印